

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）		事業番号	(1)-1-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費		292,898（千円）	全体事業費		292,898（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。						
事業概要						
平成 26 年 8 月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅 93 戸（うち津波被災者分 16 戸）を建設する。						
【浪江町復興計画（第一次）】						
6. ふるさとを再生していくための取組み						
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備						
(2) 生活環境の整備、市街地の再生						
○町内復興公営住宅の早期設置						
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます						
【浪江町復興まちづくり計画】						
Ⅲ 復興まちづくり方針						
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）						
(5) 住宅の確保						
③復興公営住宅の整備による住宅の確保						
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します						
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 27 年度>						
・造成設計						
・用地買収						
・建築基本設計						
<平成 28 年度>						
・用地買収						
・造成工事						
・建築実施設計						

・ 建築工事
地域の帰還環境整備との関係
当該整備地域は、まちづくり計画における「復興拠点の中心」としている国道6号沿線に位置しており、付近への仮設商業施設整備、福祉関連施設整備、小中学校の再開等が検討されている。これらの生活関連施設と住宅の整備により、帰還環境の整備が進むものである。
関連する事業の概要
復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地7区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	災害公営住宅整備事業（請戸地区）		事業番号	(1) -1-2
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費	38,321（千円）		全体事業費		38,321（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。						
事業概要						
平成 26 年 8 月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅 26 戸（全て津波被災者分）を建設する。						
【浪江町復興計画（第一次）】						
6. ふるさとを再生していくための取組み						
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備						
(2) 生活環境の整備、市街地の再生						
○町内復興公営住宅の早期設置						
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます						
【浪江町復興まちづくり計画】						
Ⅲ 復興まちづくり方針						
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）						
(5) 住宅の確保						
③復興公営住宅の整備による住宅の確保						
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します						
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 27 年度>						
・造成設計						
・建築基本設計						
<平成 28 年度>						
・用地買収						
・建築実施設計						
<平成 29 年度>						
・造成工事						

<p><平成30年度></p> <p>・ 建築工事</p>	
<p>地域の帰還環境整備との関係</p>	
<p>当該整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。</p>	
<p>関連する事業の概要</p>	
<p>復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地16区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。</p> <p>また、当該整備地へのアクセス道路を、復興交付金によって整備することとなりこの道路事業の工程との調整を図りながら整備を進めていく。</p>	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
<p>関連する基幹事業</p>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	